

2007年7月

各 位

中央労働金庫

ろうきん ローンを全額繰上返済されたお客様への保証料の返戻について

今般、当金庫におきまして、下記の保証協会の保証を付けてローンをご利用いただきましたお客様のうち、当初の借入期間前（約定弁済期日前）に全額を繰り上げてご返済された一部のお客様につきまして、保証協会より本来返戻すべき保証料をお返ししていない事実が判明いたしました。

このような事態が発生し、お客様ならびに関係者の皆様に多大なご迷惑をおかけいたしましたことを心よりお詫び申し上げます。

当金庫といたしましては、保証料の返戻を行う各保証協会と連携し、ご迷惑をおかけいたしましたお客様への返戻手続きに誠心誠意対応してまいりますとともに、お客様保護の観点から、このような事態を二度と発生させぬよう各保証協会との連携・協力のもと、再発防止に努めてまいる所存であります。

記

1. 保証料の未返戻が確認された保証協会

(社)日本労働者信用基金協会	(財)茨城県労働者信用基金協会
(財)群馬県労働者信用基金協会	(財)埼玉県労働者信用基金協会
(社)東京労働者共同保証協会	(財)神奈川県労働者信用基金協会

2. 保証料返戻の仕組み（保証料一括前払い方式の場合）

保証協会の保証付ローンをご利用いただいた場合、ご利用金額、借入期間に応じた保証料を予めご入金いただいております。当初の借入期間前（約定弁済期日前）に全額を繰り上げてご返済いただいた際、保証協会の定めにより返戻すべき保証料が算出された場合には、お客様にお返しいたしております。

なお、融資金利に保証料率を上乗せしてお支払いいただく方式（月次後受け方式）の場合には、保証料の返戻は生じません。

3. 未返戻の原因

(1) (社)日本労働者信用基金協会の場合

(社)日本労働者信用基金協会の旧保証システムでは2ヶ月以前に遡った完済口座はデータ処理の対象外となっていました。債務者死亡等により団体信用生命保険等の保険金が支払われる場合で、2ヶ月以前に遡って完済処理されるような場合には保証協会のデータが完済とならずに残っていたことが主な原因です。

(2) その他の保証協会の場合

当金庫では各保証協会に対し、月次にて新規・完済を含めた全取引データの報告を行っており、各保証協会はそれぞれの定めに基づき保証料の返戻事務を行っております。お客様より全額を繰り上げてご返済いただいた場合、保証協会によっては、月次の報告に加え、別途、早期に完済されたお客様の報告も行っておりました。このたびの未返戻は、当金庫からの早期完済者の報告にも一部漏れがありましたが、保証協会における照合・点検等、返戻事務が不十分であったため、お客様に対してお返しすべき保証料の計算が行われていなかったことが原因です。

4．再発防止策とお客様への対応

(1) 再発防止策

(社)日本労働者信用基金協会につきましては、2007年7月より新保証システムの稼働により、保証料返戻対象口座はすべて把握できるようシステム改善されております。

その他の保証協会につきましては、金庫としても保証協会の返戻事務を支援する立場から、本部が一旦集中管理する等、各保証協会との連携・協力のもと、検証体制の強化に努めてまいります。

(2) お客様への対応

今般、保証料返戻の対象となりましたお客様につきましては、当金庫と連携・協力し、各保証協会よりお詫びと保証料返戻に関するご案内をさせていただき、速やかに返戻いたします。

お客様ならびに関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をおかけいたしましたことを重ねてお詫び申し上げます。

5．お問い合わせ先

お客様相談デスク（フリーダイヤル）

電話番号：0120 86 6956

受付時間：9：00～17：00（土日祝日除く）

以 上